

## 家 族 信 託 預 金

家族（民事）信託とは、大切な財産を、信託契約により本人（委託者）に代わって信頼できる家族等（受託者）に管理してもらうための仕組みのことです。

「家族信託預金」は受託者が託された財産の管理に活用する預金です。



「家族信託預金」 商品概要	
項 目	内 容
預金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 普通預金</li> <li>• 無利息型普通預金</li> </ul>
お預け入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 円以上</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族（民事）信託受託者である個人のみ</li> <li>• 信託契約（公正証書）において、後継受託者・帰属権利者（または残余財産受益者）・信託監督人（または受益者代理人）が選任された契約をされている方</li> </ul> <p>*ただし、受益者連続型の家族（民事）信託の場合、お取り扱いできません。</p>
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ご本人確認書類</li> <li>• ご印鑑</li> <li>• 信託契約書（公正証書）の正本</li> <li>• 親族関係図</li> <li>• 登記事項証明書（信託財産に不動産がある場合）</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 口座開設手数料 55,000 円（税込み）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インターネットバンキングのお取り扱いはできません。</li> <li>• マル優のお扱いはできません。</li> <li>• 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</li> <li>（当金庫に複数の口座がある場合、受託者個人名義の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> <li>• 無利息型の場合は全額保護されます。</li> </ul>

### 【お問い合わせ先】

三島信用金庫 ライフサポート部 ライフデザイン課 シニアサポートグループ

電話：055-981-0232